

高第324号
障第418号
令和4年6月22日

各高齢者・障がい者
福祉サービス事業所・施設 設置者 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長
障害福祉課長

高齢者・障がい者施設での施設内療養について

平素より、県の福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県の感染状況は、感染者数は減少傾向にあるものの、今なお高い感染水準であり、高齢者・障がい者施設での感染発生も依然として多く、クラスターの発生も続いております。こうした中、今後も高齢者施設や障がい者施設の入所者が施設内療養となることが想定されることから、下記にご留意いただき、施設内療養者への適切な対応をお願いいたします。

記

1 保健所への報告及び保健所からの指示事項への対応

新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した際には、保健所の調査、検査及び入院や施設内療養の調整にご協力願います。また、入所者が施設内療養となり、当該療養者の体調の変化等があった場合は、速やかに保健所に報告し、その指示に従ってください。

2 施設内療養に備えた医療機関との連携構築

やむを得ず施設内療養となった場合にも入所者への医療提供を適切に行うため、あらかじめ、配置医、嘱託医、協力医療機関、近隣の医療機関に医療支援を依頼するなど、施設内療養者への医療支援体制を確保願います。

3 岐阜地域福祉事務所又は各県事務所福祉課等への報告

① 新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した際には、引き続き、各施設を所掌する岐阜地域福祉事務所又は各県事務所福祉課（岐阜市においては介護保険課、障がい福祉課）にその旨の報告をお願いいたします。なお、各所から感染状況等のご確認をさせていただくことがありますのでご協力願います。

② 感染発生に関する報告の中で、施設内療養者が発生し、次の全てに該当する場合は、岐阜地域福祉事務所又は各県事務所福祉課（岐阜市においては介護保険課、障がい福祉課）にご連絡いただきますようお願いいたします。施設内療養の状況を確認し、必要により、県から医療支援可能な医療機関へのつなぎを行います。

- ・ 施設内療養者が病院への入院や救急の搬送に至らない

- ・ 2で構築した配置医、嘱託医、協力医療機関、近隣の医療機関の支援が得られない
- ・ 新型コロナウイルス感染症治療薬の投薬など診療の必要がある

4 感染拡大防止の徹底

平時から、感染発生時に備え、施設内での対策の徹底をお願いします。

6月1日に送付した「高齢者・障がい者施設での感染防止対策の初動対応等の徹底について」に添付しているチェックリストをご覧くださいとともに、各施設において職員の体調不良時、感染者発生時を想定した訓練を実施していただきますよう重ねてお願いいたします。

<チェックリストは次のリンクをご覧ください。>

- ・ <https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/303510.pdf>
- ・ <https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/303512.pdf>
- ・ <https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/303515.pdf>

岐阜県健康福祉部高齢福祉課 事業者指導係			
係長	堀部	担当	大野
T E L	058-272-1111 内線 2600		
F A X	058-278-2639		

岐阜県健康福祉部障害福祉課 事業所指導係			
係長	若原	担当	信田
T E L	058-272-1111 内線 2686		
F A X	058-278-2643		